

大通達甲（警）第21号
令和7年4月1日

簿冊名	例規（1年）
保存期間	1年

本部各課・所・隊長 殿
警察学校長

警察本部長

警察本部技術審査会設置要綱の改正について（通達）

警察本部所管に係る建設工事の請負契約における総合評価落札方式の適用に関する技術的事項等の審査については、「警察本部技術審査会設置要綱の改正について」（令和2年7月3日付け大通達甲（警）第34号）により実施しているところであるが、この度、組織改編に伴い、別添のとおり「警察本部技術審査会設置要綱」を改正したので、誤りのないようにされたい。

なお、前記通達は、廃止する。

（会計課営繕・施設係）

別添

警察本部技術審査会設置要綱

第1 趣旨

この要綱は、警察本部所管に係る建設工事の請負契約における総合評価落札方式の適用に関する技術的事項等の審査を行う審査会の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 設置

警察本部に技術審査会（以下「審査会」という。）を置く。

第3 任務

審査会は、次に掲げる事項について審査する。

- (1) 警察本部所管に係る建設工事のうち、予定価格が別に定める額以上の建築一式工事に係る請負契約への総合評価落札方式の適用に関すること。
- (2) 総合評価落札方式を適用する場合における落札者決定基準案及び技術資料に関すること。
- (3) その他総合評価落札方式に係る技術的事項に関すること。

第4 組織

- 1 審査会は、会長、副会長及び会員をもって組織し、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

会 長 警務部長

副会長 警務部会計課長

会 員 警務部会計課次席
警務部会計課施設管理室長

- 2 会長は、審査会を統括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長が不在のときは、その職務を代理する。

第5 審査会の運営

- 1 審査会の会議は、会長が招集し、議事を主宰する。
- 2 審査会の議事は、出席者の過半数により決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、会員以外の者の意見を求めることができる。
- 4 会長は、審査会の審査に先立って、その指名する職員に必要な検討を行わせることができる。

第6 庶務

審査会の庶務は、警務部会計課において処理する。

第7 雑則

この要綱に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。